

とちぎのちせき

～土地情報 地籍調査で明確に～



第1章 地籍調査

1 地籍調査とは

地籍調査とは、一筆ごとの土地について所在、地番、地目、境界の調査と土地登記簿に記載された所有者に関する確認を行い、併せて境界の測量及び面積の測定を行い、その結果を地図及び簿冊として作成することです。

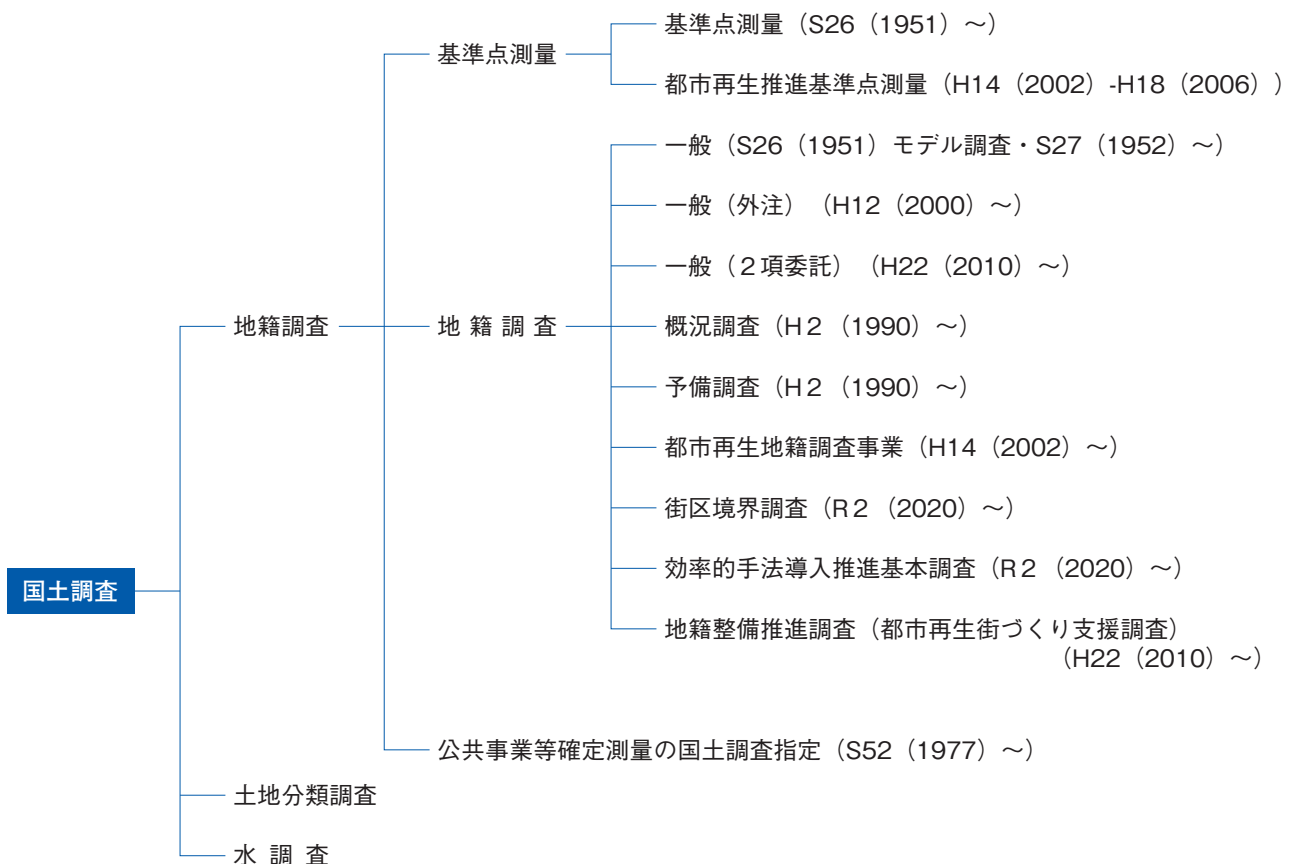
その地図は「**地籍図**」といい、一筆ごとの土地の境界を国家基準点（三角点）に基づき、近代的測量技術により正確に測量したものです。

また、簿冊を「**地籍簿**」といい、その内容は、土地登記簿の表題部と同じ内容で、一筆ごとの土地の所在、地番、所有者についての調査結果を記載したものです。

地籍図並びに地籍簿は、一定の手続きを経たのち登記所に送付され、それに基づいて登記所備え付けの地図や土地登記簿が書き換えられることから、地籍調査は土地に関する戸籍調査といわれています。

地籍調査は、土地分類調査及び水調査と併せて国土調査法（昭和26（1951）年6月1日法律第180号）及び国土調査促進特別措置法（昭和37（1962）年5月19日法律第143号）に基づく国土調査に位置付けられています。

表1－1 国土調査の体系表



本県では、地籍調査は農政部農村振興課で担当し、土地分類調査は総合政策部地域振興課、水調査は県土整備部砂防水資源課で担当しています。

2 地籍調査の必要性

西欧先進諸国においては、すでに地籍調査が完了し、現在はその成果のデータベース化とコンピュータによる管理・利活用が進められています。

しかしながら、我が国においては、土地に関する正確な資料は非常に乏しく、登記所に備え付けられている地図（字限図）や登記簿は、明治時代に作成されたものを基礎として、これに加除修正を加えたものであり、当時の測量技術や課税に対する配慮のため、実際の土地の姿を正確に表しているとは言えません。

限られた国土の有効活用並びに保全のためには、土地に関する実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要があります。

3 地籍調査の効果

地籍調査により作成された「地籍図」・「地籍簿」は、一筆ごとの土地の実態を正確に表しているため、個人の土地取引から公的機関による事業に至るまで、土地に関するあらゆる行為のための基礎資料として広範囲に利用できます。

（1）土地に関するトラブルを防止することができます。

土地の境界が不明確な場合、境界紛争等トラブルが起きることがありますが、地籍調査を実施することにより正確な地籍図が作成されるため、トラブルを未然に防ぐことになります。

（2）適正な課税が可能になります。

土地の所在、地番、地目、境界及び所有者が明確になるため、固定資産税等の課税の適正化につながります。

（3）災害等の復旧で土地の境界を復元することができます。

個々の土地境界の位置が地球上の座標値と結びつけられているため、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧事業を円滑に進めることができます。

（4）公共事業の正確な構想・計画が可能となり、測量費用と時間が節約できます。

土木事業・土地区画整理事業・土地改良事業等の公共事業の計画策定の際に図上でできるため、事前調査や測量に多大な時間と労力を費やすことがなく、正確な計画を策定することができます。

（5）土地に関する情報のデータベースを作ること、コンピュータ処理ができます。

地籍調査成果を基礎データとして、建物、地価、地形、公共物等の情報を合わせることで、多様な目的に利用できるGIS（地理情報システム）を構築することができます。

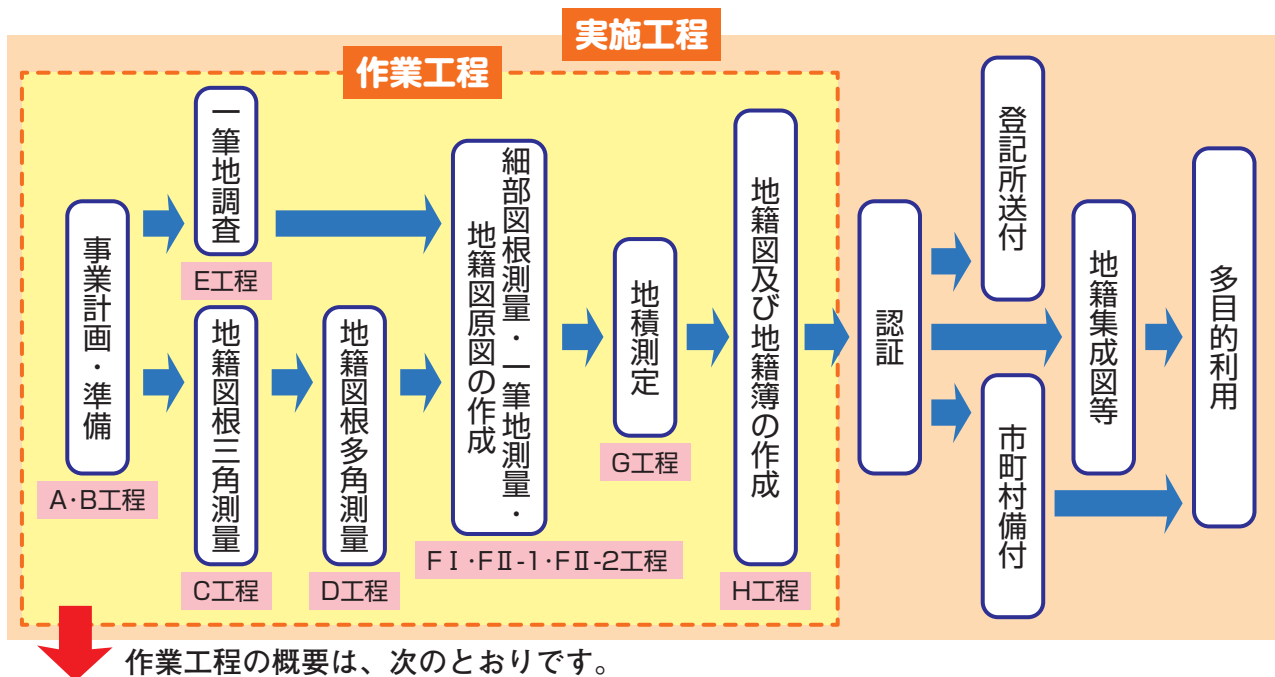
図 1 - 1 調査前と調査後の地図の比較



4 地籍調査の進め方

地籍調査の進め方は、次のとおりです。

図1-2 地籍調査の実施工程のフロー図



A工程：事業計画

事業計画の策定、関係機関との調整及びそれに伴う事務手続きを行う工程

B工程：準備

調査地域の事前調査、住民等への説明会等を行う工程

C工程：地籍図根三角測量

電子基準点等を基準として、所定の粗い密度で地籍図根三角点を設置し、測量する工程

D工程：地籍図根多角測量 ※条件により省略可能

C工程で設置した図根点を基準として、所定の中程度の密度で地籍図根多角点を設置し、測量する工程

E工程：一筆地調査

登記所備え付けの土地登記簿と地図（字限図）等に基づいて、土地所有者等の立会いのもと、一筆ごとの土地について地番、地目、所有者及び境界の調査・確認を行う工程

F工程：地籍細部測量

F I 工程（細部図根測量）：一筆地測量の基礎とするため、地籍細部図根点を設置する工程

F II-1 工程（一筆地測量）：E工程を完了した一筆ごとの土地の境界を測量する工程

F II-2 工程（原図の作成）：一筆地測量の結果をもとに地籍図原図を作成する工程

G工程：地積測定

F工程により求めた筆界点の座標値又は作成された地籍図原図をもとに一筆ごとの土地の面積を計算又は測定する工程

H工程：地籍図及び地籍簿の作成

各工程の結果に基づき、地籍図案、地籍簿案を作成し、20日間一般の閲覧に供して、必要に応じ修正し、地籍図及び地籍簿を作成する工程

※地籍調査の補助対象はC～H工程です。

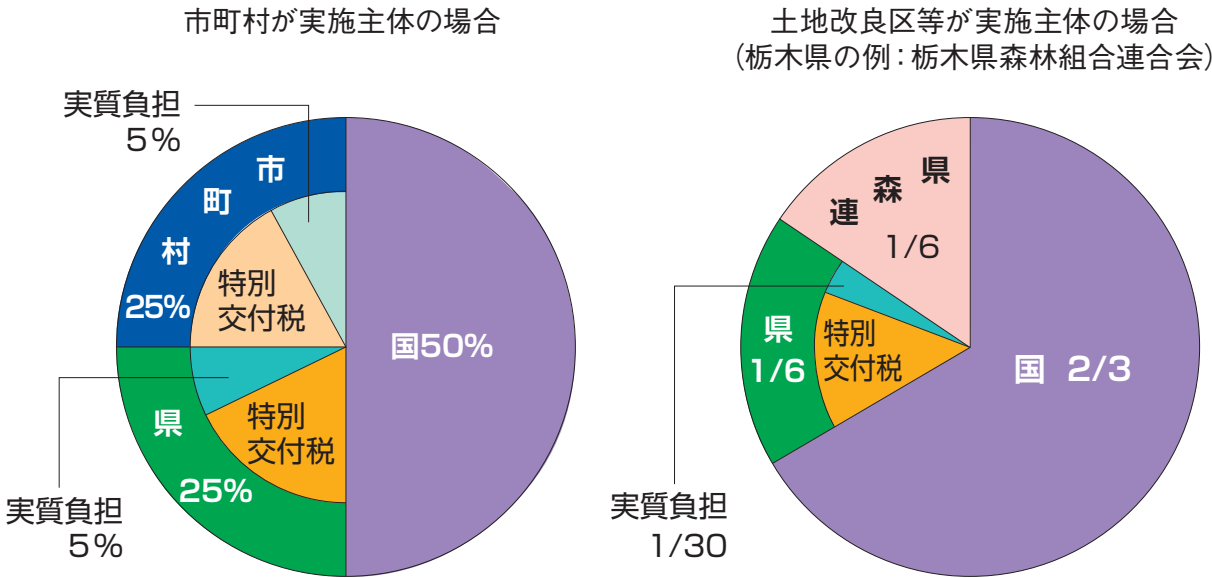


5 地籍調査の経費

地籍調査事業は、調査地域の状況に応じて事業費を算出します。

事業費の負担内訳としては、国の高い補助率が適用されているほか、県及び市町村の負担分については特別交付税が交付されます。

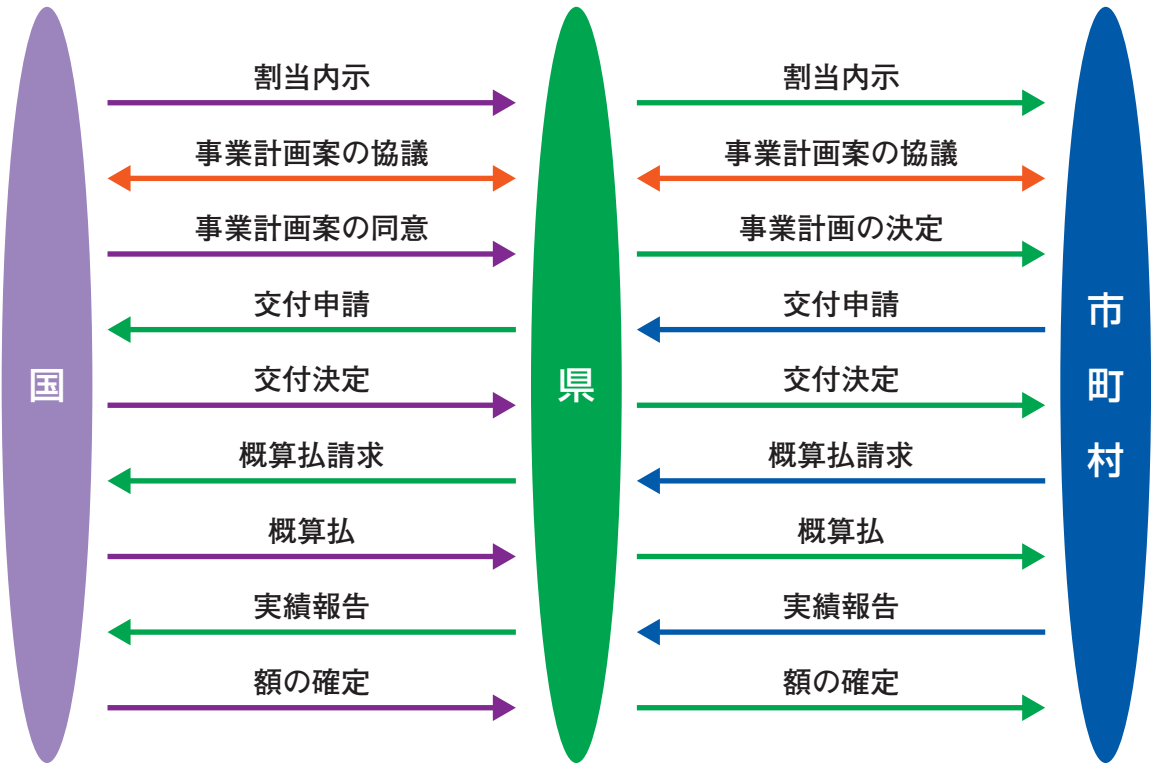
図 1 - 3 地籍調査の経費の負担区分



6 地籍調査の事務手続き

地籍調査の事務手続きは以下の図のとおりです。

図 1 - 4 地籍調査の事務手続きのフロー図



7 山林部における地籍調査（栃木県森林組合連合会）

栃木県森林組合連合会では、境界不明森林の解消を図り、森林の適正な整備・管理に寄与することを目的として、「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用し、令和元（2019）年度から山林部の地籍調査に取り組んでいます。

【事業概要】

実施年度：令和元（2019）年度から令和9（2027）年度まで
事業主体：栃木県森林組合連合会（森林組合等）
実施箇所：伐採更新計画地等を中心として実施（森林組合等が管轄する山林）
調査手法：「リモートセンシングデータを活用した測量（航空測量）」で実施

【実施計画】 12市町・10森林組合の区域、事業量 4,800ha

県民税のあり方検討(令和元年度)を受け、計画面積を「2,800ha/10年間」から「4,800ha/10年間」に、対象市町も「8市町」から「12市町」に拡充して実施しております。

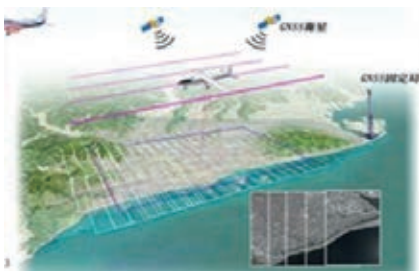
環境森林事務所	県西		県東			県北					県南		計
市町名	鹿沼市	日光市	宇都宮市	茂木町	市貝町	大田原市	那須塩原市	那須町	那須烏山市	那珂川町	足利市	栃木市	
森林組合	鹿沼市・栗野	日光市	宇都宮市	芳賀地区		大田原市	那須塩原市	那須町	那須南		みかも		
面積(ha)	796	536	143	324	113	581	477	574	380	425	261	229	

リモートセンシングデータを活用した調査とは？

航空レーザデータ等を利用して筆界案を作成し、現地立ち会いを行わずに土地所有者に集会所等で確認してもらう手法です。

→土地所有者の負担軽減、測量の効率化

令和元年度から活用を開始した手法



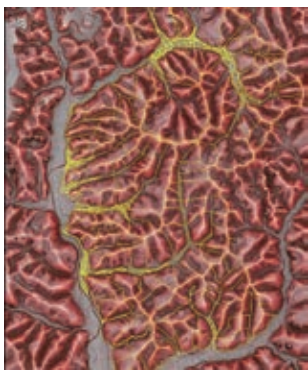
【航空レーザ測量】

航空機から照射するレーザにより地上の高さや樹種等のデータ情報を取得

【実施状況】

・大田原市(56ha)、那須烏山市(222ha)

令和元～2年度 調査実施
令和3年度 登記完了



【微地形表現図】

取得したデータを高低差や地形の出入りが分かるように処理した地図
(黄色線は筆界線)



写真1-1 那須烏山市の筆界確認の様子

豆知識①

【工程の省略ってなあに？】

平成28（2016）年度より、電子基準点※1に整合の取れた細部多角点等を与点として細部図根点が設置できる場合には、地籍図根多角測量（D工程）を省略することができるようになりました。これにより、地籍調査にかかる期間や経費の面において効率的な実施が可能となりました。

※1 電子基準点：GNSS(Global Navigation Satellite System全世界的衛星測位システム)衛星からの電波を連続的に受信する基準点であり、全国に約20km間隔で約1,300点設置されており、県内には15点設置されています。

写真1-2 電子基準点（佐野）



電子基準点に整合の取れた細部図根等を与点として細部図根点が設置できない場合

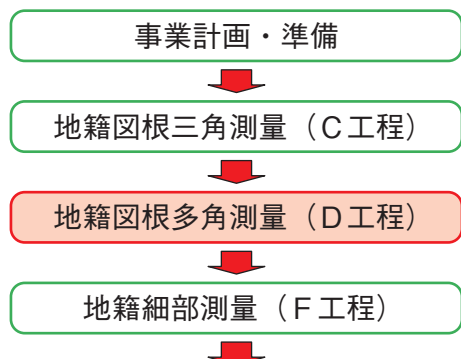
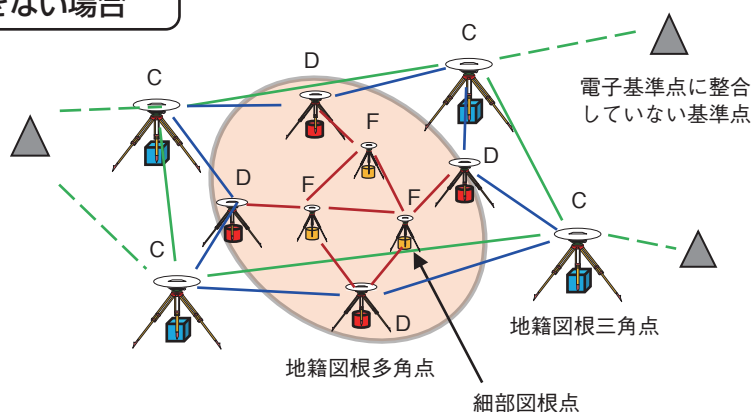


図1-5 省略できない場合の配点図



電子基準点に整合の取れた細部図根等を与点として細部図根点が設置できる場合

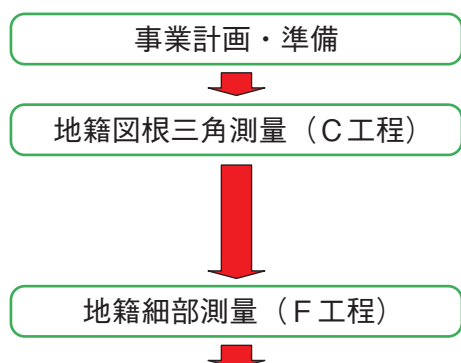
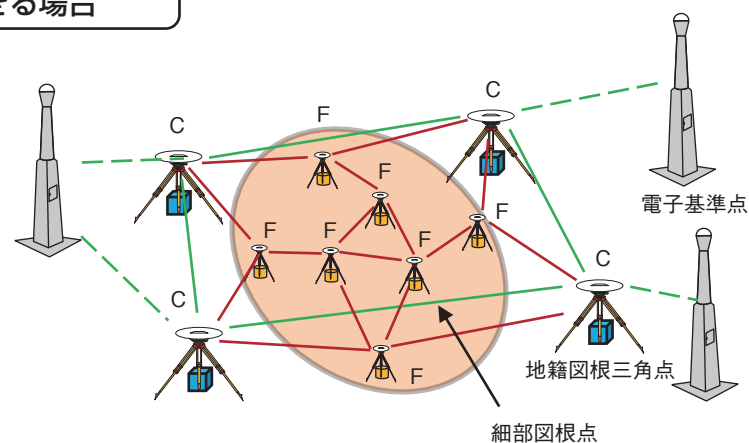


図1-6 省略した場合の配点図



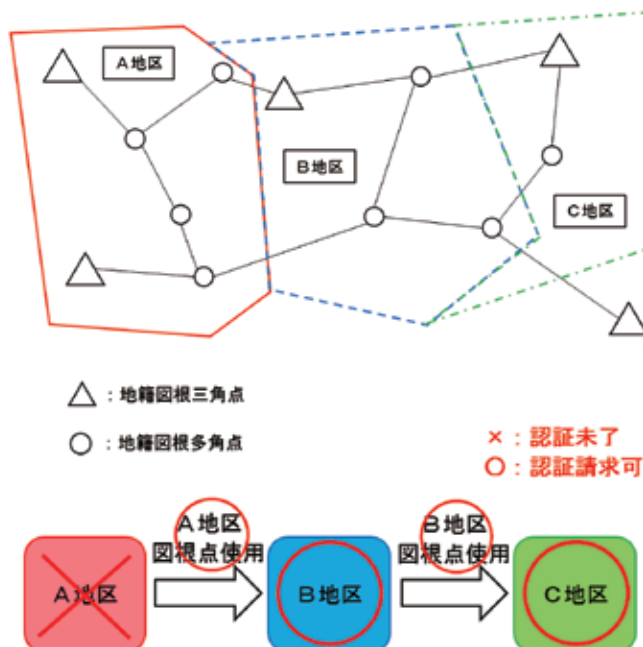
豆知識②

【先行認証ってなあに？】

先行認証とは、例えば右図のA地区で図根測量工程以外に課題があり認証請求できない場合でも、隣接するB地区がA地区の図根点（右図の場合、地籍図根多角点）を使用していれば、B地区の認証請求と併せてA地区の図根測量工程（右図の場合、地籍図根三角測量から地籍図根多角測量まで）を先行して認証請求できる手法です。

この手法により、B 地区及びB 地区の図根点を使用するC 地区を認証請求することができるため、既設図根点の未認証に伴う認証未了地区の累積回避につながります。

図1-7 先行認証を行う単位区域イメージ図



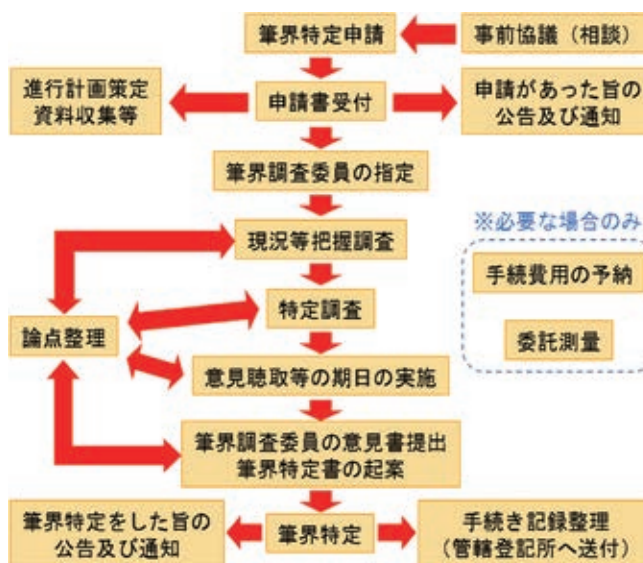
豆知識③

【筆界特定制度ってなあに？】

筆界特定制度とは、筆界が不明な土地に対し、筆界特定登記官が土地所有者や筆界調査委員^{※2}の意見及び関係資料を踏まえて筆界の現地における位置を特定する制度です。

従来は土地所有者が申請する制度でしたが、令和2年度に施行された不動産登記法の改正により、地籍調査実施主体である市町村が申請することも可能となりました。よって、当該制度を活用し地籍調査における筆界未定を解消できる可能性があります。筆界特定までには標準6か月から9か月程度を要するため、法務局との事前協議が必要です。

図 1-8 筆界特定手続の流れ



※2 筆界調査委員：法務局長・地方法務局長が任命した必要な知識・経験を有する外部専門家（土地家屋調査士・弁護士・認定司法書士等）

第2章 地籍調査事業メニュー

1 地籍調査事業一般

地籍調査は地籍調査費負担金、社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）及び社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助を活用し、実施されています。

（1）地籍調査費負担金

土地と所有者との正確な結びつきを全国的な規模で統一的に把握するため、土地に関する権利の基礎となる毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに境界及び地積に関する測量を行って、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）に作成する事業であり、主として市町村が実施しています。

ア 外注

地籍調査のうち一筆地調査については、市町村職員が自ら実施すること（直営）を原則としていましたが、地籍調査の促進を図るため、平成12（2000）年度に地籍調査事業（外注型）が創設され、専門技術者（土地家屋調査士、土地改良換地士、土地区画整備士など）を活用して調査を実施することが可能となりました。

イ 2項委託

多くの市町村で作業の外注化が導入されていますが、一方で地籍調査担当職員の確保が難しくなっていることから、平成22（2010）年度に地籍調査事業の2項委託（国土調査法第10条2項）が新設され、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる民間法人に対し、工程管理や検査等も含めた包括的な委託が実施できるようになりました。

図2-1 直営、外注、2項委託の作業内容のイメージ

主な作業内容	計画等	調査、測量、成果の作成			閲覧等
直営		※測量工程は外注			
外注 [都市部：H12～] [全 国：H18～]		作業の実施 受託法人	作業の監督、検査		
2項委託 [H22～]		各作業の実施 受託法人	各作業の監督、検査	全体の監督、最終検査	

 : 市町村等の職員が実施

（2）社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）

社会資本整備のストック効果の早期発現、災害の事前防災対策等を目的に平成28（2017）年度に創設され、道路整備事業等の基幹事業に先行して地籍調査を実施する場合に活用することができます。地籍調査費負担金と作業内容は同じとなります。

(3) 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助

実施の見通しが確実な社会資本整備の円滑化を図ることを目的に令和3（2021）年度に創設され、道路整備事業等に先行して地籍調査を実施する場合に活用することができます。地籍調査費負担金と作業内容は同じとなります。

2 概況調査

都市部の地域を対象に土地登記簿及び登記所備え付け地図の記録と地域の現況とを対照し、その乖離状況を把握することにより、地籍調査を優先する地域及び地籍調査を実施する場合の問題点を明らかにするものです。

3 予備調査

地図混乱地域等地籍調査実施上困難性の高い地域における地籍調査の実施に際し、予備的に地域の状況を調査し、地籍調査実施上の問題点の把握とその解決を図る等の措置を講ずることにより、地籍調査の円滑な実施が可能となります。

4 都市再生地籍調査事業

都市部において、計画的かつ集中的に短期間で地籍調査を完了させるため、通常的地籍調査以外に、以下のような調査を実施することができます。

(1) 官民境界等先行調査

官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査
（調査成果は市町村等の内部資料として後続の地籍調査に活用）

(2) 高精度民間成果活用調査

民間開発や都市整備に伴う事業による測量成果等を用い、一筆地調査及び地籍測量を簡略化した、簡便な地籍調査を実施する調査

(3) 筆界情報収集調査

一筆地調査の準備作業として、地積測量図等の境界情報を数値化公図に合わせ収集・整理する調査

5 効率的手法導入推進基本調査

(1) MMS等活用型（旧都市部官民境界基本調査）

進捗が遅れている都市中心部において地籍調査を促進するため、国が実施しています。都市部において、官民境界となる街区外周（道路と民有地の境界線等）の測量等を行い、市町村等が行う後続の地籍調査のための基礎的な情報を整備します。調査は国が実施主体となるため、地方公共団体の費用負担はありません。

(2) リモートセンシングデータ活用型（旧山村境界基本調査）

進捗が遅れている山村部において地籍調査を促進するため、国が実施しています。山村部では土地所有者の高齢化や転出が進んでおり、近い将来には地籍調査を実施することが困難になることが予想されるため、土地境界に関する情報を、簡易な方法により広範囲で保全し、将来の地籍調査の実施につなげる取組として行っています。調査は国が実施主体となるため、地方公共団体の費用負担はありません。

6 街区境界調査

都市部において、街区を形成する官民境界を先行的に調査し、その調査成果を国土調査法上の認証を行った上で公表することができます。併せて、公表された調査成果と整合した民間等の測量成果を活用することで、民境界を含めた効率的な地籍調査を実施し、効果の早期発現と調査の円滑化・迅速化を図ることができます。

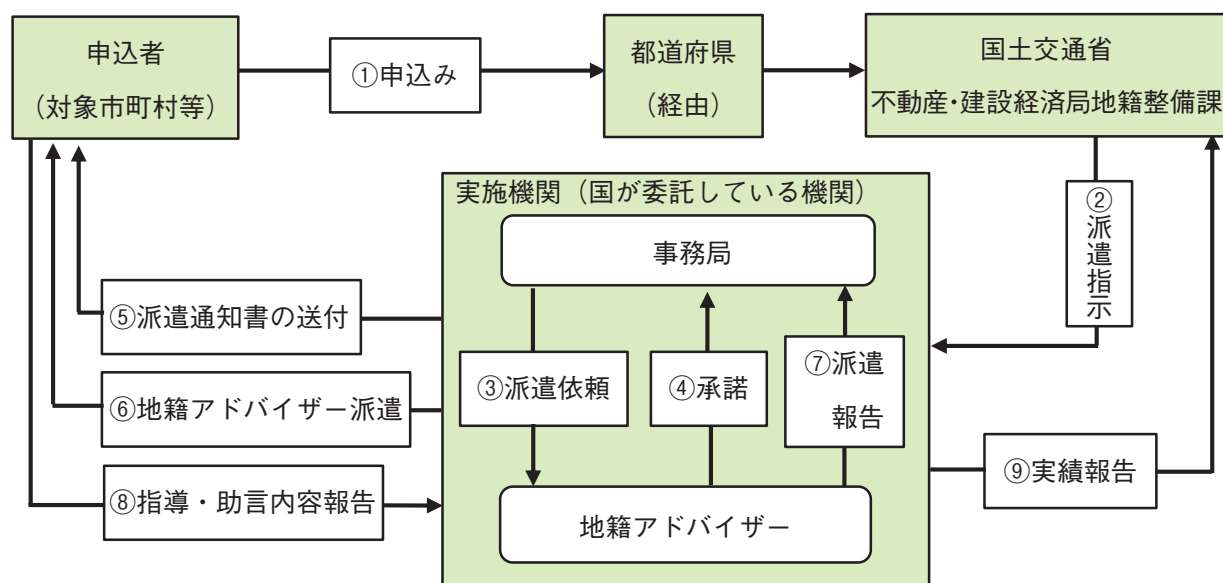
7 基準点測量

地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえ、調査地域を対象に測量の基礎となる基準点（四等三角点）の設置又は改測を行います。国土調査法施行令に基づき、国土地理院が事業主体となり実施します。

8 地籍調査に対する支援（地籍アドバイザー制度）

地籍調査の実施にあたって問題が生じた場合や、地籍調査の着手準備時のアドバイス、住民説明や講習会での講師など、様々な場面で活用可能な制度です。派遣される地籍アドバイザーは、地籍調査に関する高度な知識を持った専門家であり、市町村等における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、測量士等から構成されています。派遣に要する経費については国が負担するため、地方公共団体の費用負担はありません。

図2-2 地籍アドバイザー派遣のフロー図



第3章 国土調査法第19条第5項指定

地籍調査以外の事業により作成された地図及び簿冊が地籍調査と同等以上の精度と正確さを有している場合は、この成果を地籍調査成果と同一の効果があるものとして指定を受けることができます。

この指定を「**国土調査法第19条第5項指定**」と呼んでいます。

1 指定の意義

- (1) 測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。
- (2) 区画整理や宅地開発等に伴う土地の異動について登記を行う場合に、国から登記所に指定書が送付され、登記所における正式な地図（不動産登記法第14条第1項の地図）として備え付けられます。これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

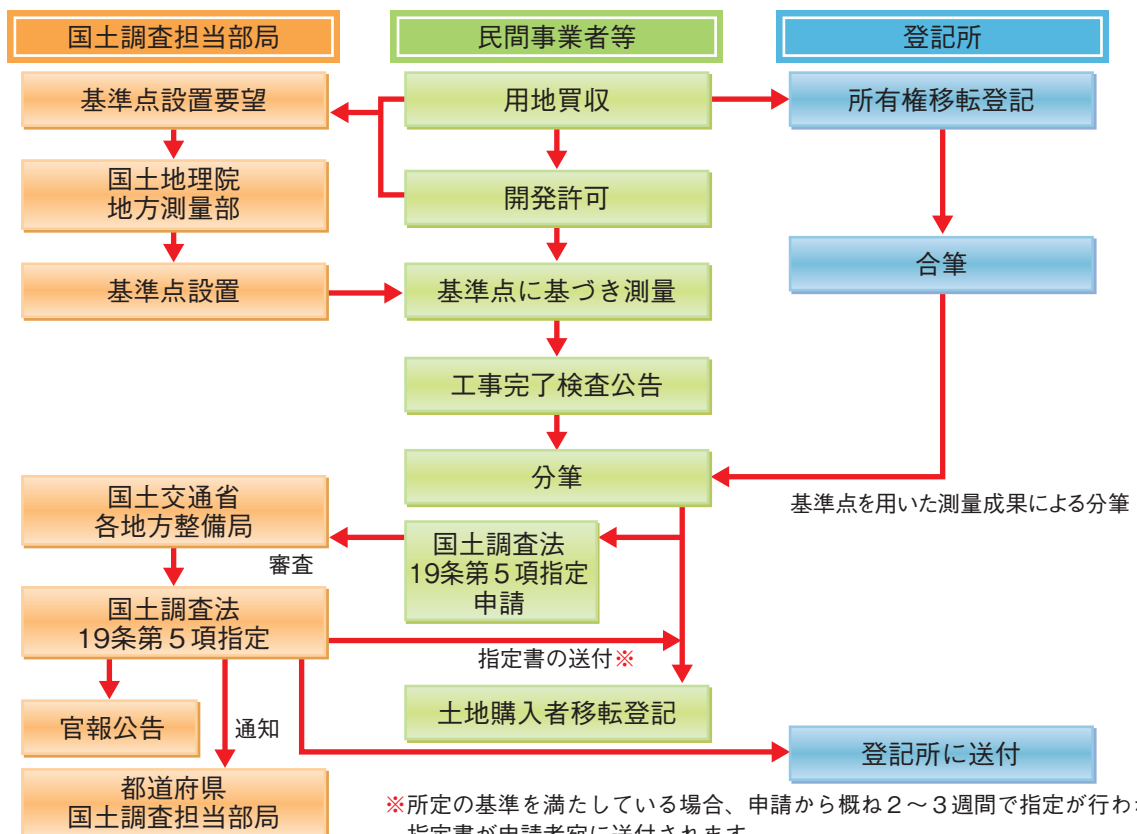
2 指定の対象

土地改良事業、土地区画整理事業、民間による宅地開発等の確定測量が一定の基準以上の精度、正確さを有しているもの。

3 指定の申請先

国の機関が事業施行者の場合、事業を所管する省庁に申請し、国の機関以外が事業施行者の場合、国土交通省へ申請します。また、民間事業者等が事業施行者の場合、地籍調査を行う地方公共団体等が19条第5項指定申請を代行することもできます。

図3-1 国土調査法第19条第5項指定申請の手続きのフロー図



4 地籍整備推進調査費補助金

地方公共団体や民間事業者等が積極的に第19条第5項指定を申請できるように、平成22（2010）年度より地籍整備推進調査費補助金が創設されました。また、平成25（2013）年度から国が民間事業者等による調査・測量に対して直接補助できるよう制度が拡充されました。

補助金制度

Q 地籍整備推進調査費補助金制度ってなに？

A ※
19条第5項指定申請を促進するため、地籍調査以外の調査・測量への補助制度です。

※19条第5項指定

土地に関する様々な調査・測量の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱うことができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この国が指定する根拠が国土調査法第19条第5項であることから、「19条第5項指定」と呼んでいます。

■指定を受けると？

指定を受けた地図を、不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けるために国土交通大臣などから登記所に送付します。

事業主体

Q 誰でも申し込みできるの？

A 地籍調査以外の調査・測量を行う地方公共団体や民間事業者等が申し込みできます。

対象地域

Q どこで行う測量でもかまわないの？

A 人口集中地区、又は、都市計画区域で行う調査・測量が対象となります。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域は除きます。

面積要件

Q 大きさは関係あるの？

A 一地区あたり500㎡以上である必要があります。

補助金額

Q 国の補助率はどのくらい？

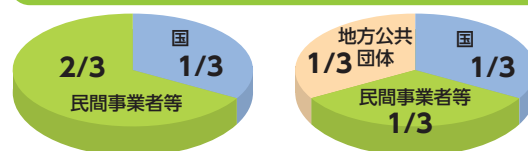
A ◇地方公共団体 1/2以内(直接補助)
◇民間事業者等 1/3以内(直接補助)
◇民間事業者等 1/3以内(間接補助)※
※ただし地方公共団体の補助する額の1/2が限度。
(地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です。)

地方公共団体



[直接補助]

民間事業者



[直接補助]

[間接補助]

補助対象経費

Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

A 19条第5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限りします。

調査計画作成

専門家による検討に要する費用等

既存資料等収集・整理

境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等

現況調査

現況地物の測量に必要な基準点等の設置に要する費用等

境界確認

現地調査や現地立会に要する費用等

予備調査

作成した成果図等の精度検証に要する費用等

成果作成

測量成果のとりまとめ、19条第5項指定申請資料作成に要する費用等

(限度額)
地区当たり20万円

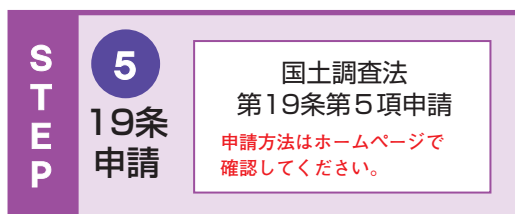
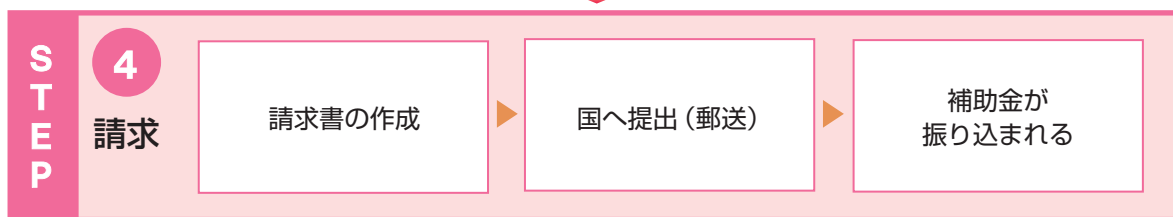
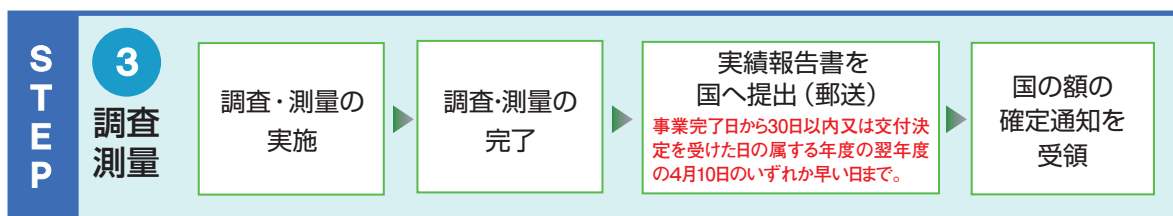
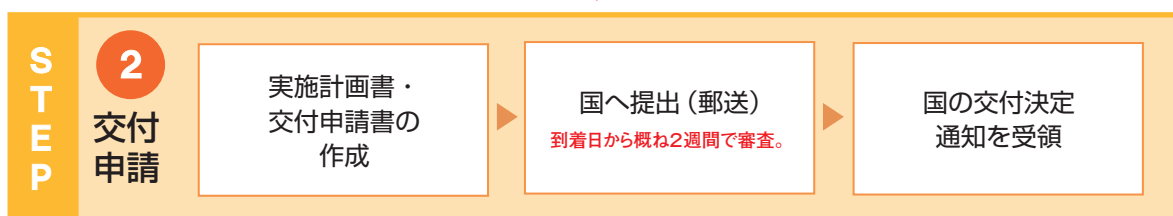
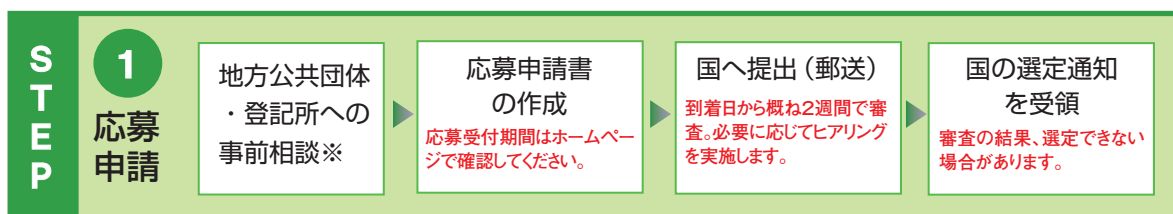
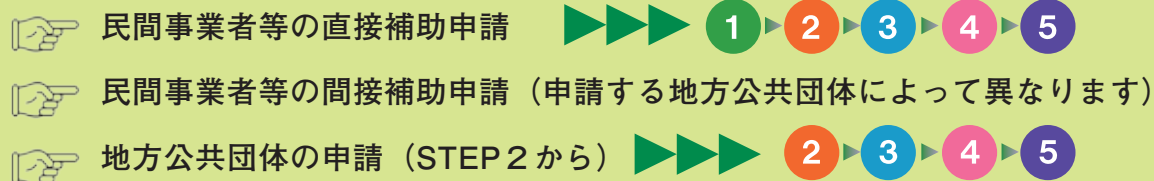
(限度額)
地区当たり500万円+100万円/ha×面積

(限度額)
地区当たり30万円

民間事業者の直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円+100万円×1ha=600万円となる。
国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の限度額となる。

補助金を受けとるまでの流れ



※応募申請する前に、以下について地方公共団体・登記所へ事前相談し、相談結果を応募申請書に記載する必要があります。

1. 地方公共団体の了承を得ていること
調査実施地区を管轄する地方公共団体(市町)と調整し、補助申請をすることに対して了承を得ている必要があります。
2. 登記所等への情報提供がなされていること
不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備えられるよう、国土調査法第19条第5項指定の申請を行い、国土調査法第20条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所等に事前に情報提供を行う必要があります。

地籍整備推進調査費補助金制度の詳細内容は、国土交通省のホームページをご覧ください。

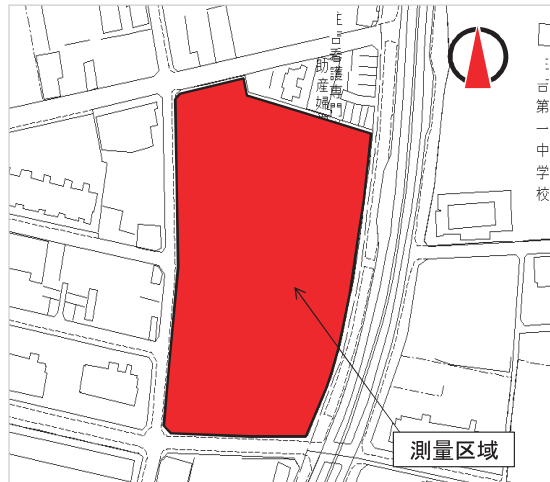
<http://www.chiseki.go.jp/plan/hojokin/index.html>



地籍整備推進調査費補助金の活用事例

市有地の財産管理に伴う測量で活用した事例

1. 調査実施主体
〇〇市
2. 調査面積
1.6ha
3. 事業内容
市有地の財産管理に伴う境界確定測量
4. スケジュール
平成22(2010)年度 測量
平成23(2011)年度 19条第5項指定済



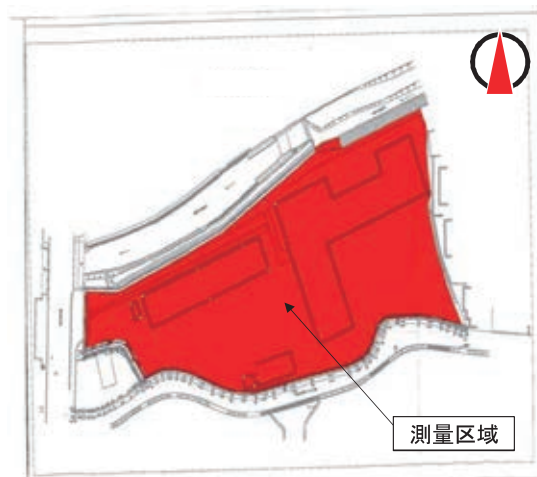
保育園移転に伴う測量で活用した事例

1. 調査実施主体
〇〇市
2. 調査面積
0.28ha
3. 事業内容
保育園移転に伴う旧保育園の境界測量
4. スケジュール
平成23(2011)年度 測量
平成24(2012)年度 19条第5項指定済



県有地売却に伴う測量で活用した事例

1. 調査実施主体
〇〇県
2. 調査面積
0.34ha
3. 事業内容
県有地売却に伴う境界測量
4. スケジュール
平成22(2010)年度 測量
平成23(2011)年度 19条第5項指定済



第4章 地籍調査を始めるための体制整備

1 事業主体

市町村が代表的な事業主体です。その他には、都道府県や土地改良区、森林組合なども事業主体として地籍調査を実施することができます。

2 関係機関との連絡調整及び市町職員の資質向上

土地に関する資料は、税務課・農政課・建設課・都市計画課・管財課などに多数存在していますので、地籍調査の実施に当たっては関係部署との連携を図ることも大切なことです。

また、円滑に調査を進めるには、国公有財産や登記に関することなど、計画の段階から法務局や財務事務所、道路・河川管理者や隣接土地改良区等関係機関との協議を十分に行うことが重要です。

本県においては、県内全域における進捗率を高めていくため、令和3年1月の国通知に基づき、県、市町等に法務局を加えた地籍調査連絡会議を令和5年度から新たに開催し、実施主体である市町職員の知識・技術向上及び市町間の情報共有の強化を図っています。

3 2項委託制度の活用

実施主体の負担を軽減し、調査の促進を図るため、地籍調査に精通した民間事業者等への包括的な委託を可能とする制度として、平成22（2010）年の国土調査法の改正（「国土調査法第10条2項定」）により導入されました。

近年、本県において新規着手した市町は、本制度を活用し地籍調査を実施しています。



(参考)

国土調査事業十箇年計画とは

国土調査事業十箇年計画は、昭和38（1963）年から事業の計画的な推進のため、定められている10年を単位とする長期計画のことを指します。

地籍調査等の国土調査は、令和元（2019）年度末まで、国土調査促進特別措置法に基づく第6次国土調査事業十箇年計画（平成22（2010）年度～令和元（2019）年度）に従い実施されてきました。

計画期間終了時（令和元（2019）年度末）の地籍調査の進捗率は、全国の調査対象面積に対して52%、内都市部については26%にとどまっているのが現状です。

令和2（2020）年5月に新たに同年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）が閣議決定され、令和2（2020）年の国土調査法等の一部改正に基づき、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、国土調査の迅速かつ効率的な実施を図ることとされています。

国土調査事業十箇年計画

〔 令和2年5月26日 〕
〔 閣 議 決 定 〕

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第3条第1項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

1 地籍調査

地籍調査の優先実施地域1を中心に地籍の明確化を促進するため、令和2年度からの十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。

（事業の量）

- ・ 地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第1条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、15,000平方キロメートルとする。
- ・ 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、450平方キロメートルとする。

（調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項）

- ・ 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）により改正された国土調査法（昭和26年法律第180号）等に基づき、地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図る。具体的には、所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定の申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を、関係省庁において連携を図りつつ促進する。
- ・ 新たな調査手続や効率的な調査手法の導入の促進に当たっては、地籍調査に関する助言を行う有識者等の地方公共団体等への派遣、基本調査の実施による効率的な調査手法の

実施事例の蓄積及びその普及、地方公共団体と法務局との連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。

- ・防災に関する計画、社会資本整備に関する計画、森林及び林業に関する計画、経済財政に関する計画その他の国の基本的な計画の趣旨を踏まえつつ、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。

あわせて、民間事業者、公物管理者等の測量成果も活用した地籍整備の推進を図るため、国土調査以外の測量及び調査の成果について国土調査と同等以上の精度又は正確さを有するものとして国土交通大臣等が指定する制度の更なる活用を促進するとともに、街区を形成する道路等の管理者等との更なる連携を図る。

これらにより、地籍調査対象地域2全体での進捗率3を全国で52%（令和元年度末時点）から57%（令和11年度末時点）とし、特に人口集中地区においては26%から36%、人口集中地区以外の地域のうち林地においては45%から52%とすることを目標とする。

また、優先実施地域での進捗率4を全国で79%から87%とし、特に人口集中地区においては33%から46%、人口集中地区以外の地域のうち林地においては78%から88%とすることを目標とする。

このほか、地籍調査に未着手の市町村又は休止中の市町村について、それぞれの地域の実情を踏まえた対策等を講じることにより、その解消を目指す。

2 土地分類調査

土地本来の自然条件や土地の改変状況、災害履歴等を把握するため、令和2年度からの十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。

（事業の量）

- ・国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000平方キロメートルとする。

（調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項）

- ・土地分類調査の迅速かつ効率的な実施を図るため、解析技術等の進展を踏まえた効率的な調査手法の導入を図るとともに、地域の現況や災害リスク等を勘案し、緊急に情報整備する必要性が高い地域について優先的に実施する。

3 計画の見直し

この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年にその実施状況を検証するとともに、当該検証を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

1「優先実施地域」とは、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域（防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。）を、地籍調査対象地域（脚注2参照）から除いた地域である。

2「地籍調査対象地域」とは、全国土から国有林野、公有水面等を除いた地域である。

3「地籍調査対象地域全体での進捗率」とは、地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合である。

4「優先実施地域での進捗率」とは、地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合である。